

## 「申告書の送付について」

今回同封の申告書は、令和8年8月5日時点のデータに基づき、住民税申告が必要と思われる方（所得不明の方）へ送付しています。そのため、行き違いにより確定申告書や住民税申告書をすでにご提出済みの方にも送付されている場合があります。その場合は再度の申告は不要ですので、送付した申告書は破棄してください。昨年中に収入がなかった方も、下記のとおり影響があるため申告をお勧めします。

なお、申告書記載の「申告期限」を過ぎた場合でもご申告いただけます。

〈住民税の申告により〉

- ◆国民健康保険料や介護保険料、保育所等の保育料等はこの申告に基づいて計算されます。
- ◆融資、扶養確認、社会保険手続等に必要な税証明を発行します。所得額欄に0円と記載のある非課税証明書が必要な場合も住民税の申告が必要です。（申告受付から証明書発行までに通常最短で1週間程度お時間がかかります。）

## 「申告書の記入方法について」

令和7年1月1日から12月31日までの収入が申告の対象になります。

マイナンバーカードをお持ちの方は、今年度より電子申告が可能となりました。  
右記 QR コードを読み取っていただくと、電子申告のページへアクセスできます。



【今回送付した申告書でご提出される方は、下記の説明をご確認の上、ご記入ください。】

申告書の上部に住所・氏名・生年月日・電話番号・令和7年中のご職業・個人番号を記入してください。住所欄には、令和8年1月1日現在、実際に住んでいた住所を記入します。その後転居されている方は、現在の住所もあわせて記入してください。なお、方書のある方は必ず記入してください。

- 1 収入が110万円以下またはなかった方 →申告書裏面の「連絡書」に記入が必要です  
○収入が110万円以下の方…表面には該当する収入額を、裏面には連絡書1～9の該当する項目を記入してください。  
○収入がなかった方……………連絡書の1～9の該当する項目に記入してください。
- 2 給与収入があって『令和7年分給与所得の源泉徴収票』をお持ちの方  
源泉徴収票を同封のうえ、記載されている収入や控除額について、お送りした申告書の該当する欄に記入してください。記入方法がわからない方は、記入は不要です（ただし、住所・氏名・電話番号・生年月日・令和7年中のご職業・個人番号については必ず記入してください）。
- 3 給与収入があって『令和7年分給与所得の源泉徴収票』をお持ちでない方  
1月～12月までの収入を裏面の⑤「給与収入のある方で源泉徴収票のない方の記入欄」に各月の収入や合計金額及び勤務先の名称、所在地を記入してください。
- 4 給与収入以外の収入がある方  
所得の種類に応じて、裏面の⑥「給与・公的年金以外の収入の内訳」にそれぞれ記入してください。また給与収入以外の収入がある方で必要経費があれば裏面の⑦「給与・公的年金以外の必要経費の内訳」に必ず記入してください。
- 5 各種所得控除がある方  
該当する所得控除があれば、表面の③「所得控除」の欄に各控除金額等を記入してください。なお、「※証明書添付」とある項目は、領収書や証明書の提出が必須です。

※医療費控除を申告する方は、住民税申告書に加え、別紙の従来の医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書を提出する必要があります。記載要領をご覧の上、記入してください。詳細はこちらで確認できます。→



中野区 税務課 課税係（2階11番窓口） 直通電話 03-3228-8913  
03-3228-8917